

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(略称「日赤新労」)
東京都港区西新橋3の14の5
Tel・東京434-7080
発行責任者
吉原三郎

日赤新労ニュース

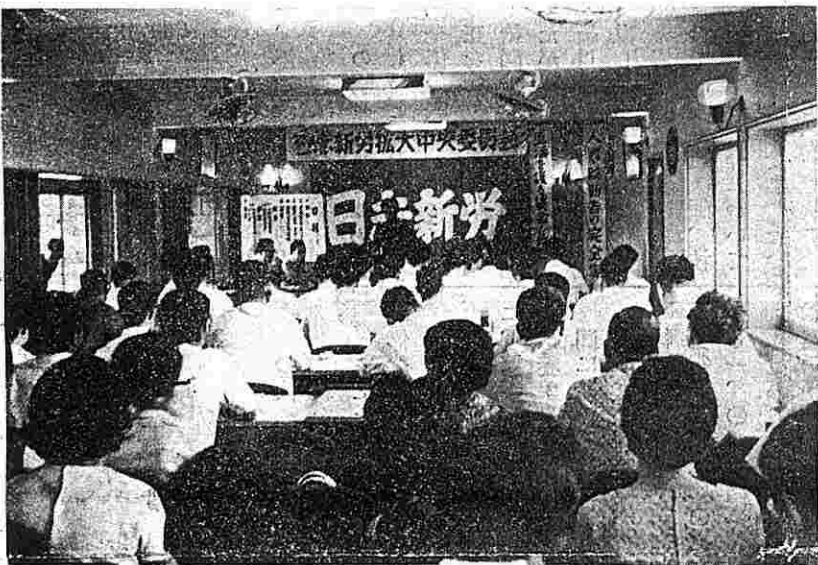
綱領

- われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて、われわれの権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- われわれは、常に暴力と独裁を排し、自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

各単組の総力を結集しよう

八月二十日 茨城県大洗海岸

重大なベア闘争方針を決定し 拡大中央委員会を終る！！



拡大中央委員会・会場・大洗荘

人事院勧告の完全実施を、いかにして勝ちとるかという重大案件を審議する本年度第一回中央委員会(拡大)は、水戸日赤職組の絶大なる奉仕と協力により、大洗町磯浜の大洗荘に於て、役員・中央委員・単組代表者並びに応援組合員等百余名出席して終始緊張の裡熱心な討議を展開し、『統一スト権確立』という重大方針を決定した。

日程、議事経過次のとおり

- 一、開会
- 二、資格審査及び成立確認
- 三、議長選出、書記任命
- 四、執行委員長挨拶
- 五、来賓挨拶
- 六、議事

(報告)

問題、左派系組合の動向、書記長学習会等について報告があった。

原婦人部長から、昨日開催の婦人部会議には、代表者・傍聴者を含め三十数名の出席があり、活動を一層活発にするに努力すべきであるというところが、強調された旨報告があった。

報告に対する 質疑応答

(前川) 日赤の経営面等について過般問題があったようだが、その後どうなっているか。

(吉原) 新聞・テレビ等で取り上げられたが、政治的意味は無く、財政面の貧困が世間にアピールされた程度であり、その後問題となっていない。

(林) 学習会の講師選択の基準について聞きたい。

(小崎) 右に偏せず、左に片寄らない。所謂中立の立場にある人を選ぶというところであるが、真に「中立」は存在するかどうか疑問。その辺を考慮して適当の人を選ぶことにしている。

(大畑) 八戸日赤の再建について我々は日夜努力しているが、中央に於ける状況はどうか。

(吉原) 再建の第一目標である医師問題は東北大学のみならず、岩手大学、弘前大学とも折衝を重ねており、好転している。その他の人事問題等については今後共現地、中央共解決に努めたい。

〔議案審議〕

(人事院勧告に伴うベアについて)

日赤に於ては公務員に準ずる給与体系を、とっている関係上、人事院勧告があれば自然自動的に引き上げらるべきであるが、それがなされていないのが現状である。またこれに遺憾とするところである。今回は医療費等の引き上げも行われないので、勧告に伴うベアは例年にも増して困難が予想されることである。今回の賃上げ闘争方針、戦術等につき先ず各位の意見を承りたい。

(久保田) 公務員と同時同率を要求するという点に、あらゆる努力を傾倒するという方針を第一プロトクで決めた。

(山田) 第二プロトクでは、ベアの財源は何んといつても施設自体にあるので、先ず単組交渉をより上げるべきである。世間一般に対するPR等も行ない、最終的には、スト権確立にそつてゆくべきであると決議した。

(山田) 第三プロトクでは、強力な単組交渉を行ない、最終にはスト権確立資金カンパも辞さないというところで意見が一致した。又院長、局長等のプロトク単位会合の席等で話合のうもプラスになるということが検討された。

(林) 頑迷な本社の壁を破るのは容易ではないので、強力な措置が必要である。その為には資金カンパの要もあるものと思う。

(山景) 本年のベアは非常に困難である事は覚悟せねばならない。話し合うことによって解決できない最悪の場合には、実行行儀もやむを得ないというところで、第五プロトクでは意見がまとまっている。

(宝蔵寺) 第六プロトクは会議を開いてないが早急に意見をまとめたい。局長、院長等のプロトク単位会合の席で、ベア問題をとりあげ関心を持たせるのは効果的と思う。

(久保田) プロトク単位の交渉を正当づけることは出来るか。

(小崎) 正当づける理由は協約等から見ても認められないので、正式に持ち出すことはできないが、プラスになるならば非公式にとり上げてよいと思う。

(吉原) この問題は非常にデリケートの内容である。プロトク内で労使が話し合えるような方法があれば、何んとも見出せるべく努力はする。(宝蔵寺)

昨年は本社幹部の外遊等の理由で団交が延びたが今年はどうか。

(吉原) 今年は今の所本社も計画はない。又あつたとしても無視する考えはない。(山景)

単組交渉は今迄の経験から、行き詰ることが多いが、最終的には中央交渉で切り開いてもらいたい。(奥庭)

単組交渉は中央からの強力な援助でもり上げてほしい。(村岸)

ベアに関し自分の所では、本社の通達あれば財政的になんともなる。何時からでも可能であるというようなことを公言するのは威勢はよいが、一面無責任でもある。全面的に実施できるように方向に努力すべきであると思う。

(記)

- 1 本部は帰京后直ちに団交を申し入れ、継続団交で臨む。
- 2 中央交渉・単組交渉・プロトク単位の交渉を集中する。
- 3 ビークと目される十月三十日頃熱海八丁園に於て拡大中央委員会を開催、引き続き三十一日に団交委員及び中央委員及び中央委員会出席者全員で団交及び応援に臨む。
- 4 社長、支部長、施設長に要望者並びに署名簿提出。
- 5 署名簿は、日赤全職員及びその家族のものとする。
- 6 世間一般に対するアピール

1ルは情勢に應じ、街頭進出署名等で行う。7 あらゆる平和交渉不調の場合は、実力行使をおこなう。この為本部は統一スト権を確立する。

8 運動遂行上必要とあれば資金カンパもやる。(その他について)

一、組合旅費規程の改正
現行規程の日当、宿泊料等を改正し、八月二十二日から実施することになった。

二、中央交渉に社長、副社長出席
当然のことなので申し入れることに決定した。

地方便り

長崎原爆 (組合長 鶴田) 九月五日 臨時大会にてスト権確立

鳥取日赤 (組合長 定久) 九月十四日 右に同じくスト権確立

スト権確立す!

我々岡山日赤は、水戸に於ける日赤新労大中央委員会の決議に従い、九月十三日臨時総会をもって単組のスト権確立を致しました。

勿論これは単組交渉に圧力を掛ける意味もありましたが、特に六〇ベ・ア要求に対する我々組合員の決意を表明したことは、大いに意義あるものと確信している。

合員の団結をより強固に、そして生活防衛に前進致す覚悟であります。何卒今後共よろしく御指導願います。終りにスト権確立の決議文を披露させていただきます。

決議文

我々日赤労働者の賃金は、民間はもろろんのこと、公務員よりはるかに低い。一方諸物価や公共料金の値上りは、日々とどまるところを知らない。

この現実から考えるならば、現給の六〇ベ・ア五月一日実施の要求は、我々にとって生活を守るための最低の線である。

本日の総会に於いて、岡山日赤組合員は、本部の要請に應え、全国の日赤新労加盟単組と足なみを揃えて前進するため、スト権確立を決議した。

今後一層の団結をもつて、あらゆる障害を排除し、要求貫徹にむかって闘うことを決議する。

一九六六年九月十三日
岡山赤十字病院従業員組合
臨時総会

今年度大会で役員に異動のあつた単組をお知らせいたします。

鳥取赤十字病院職員組合

委員長 定久 正
副委員長 小橋 幸
書記長 福永 貞
会計委員 山景 勇
会計監査 鈴木 史
執行委員 太田 温
同 西川 三
同 今川 二
同 加藤 雄
同 山崎 清
同 田中 美
同 岡崎 静

日赤秋田県支部新労働組合

委員長 安田 文
副委員長 山下 直
書記兼会計 堀井 岩
常任委員 杉本 和
同 小松 子
同 阿部 菊
同 定子

昭和四十一年八月十二日

人事院勧告による

給与改訂の概要

日赤新労

一、俸給表の改正(各俸給表はそれ／＼日赤の場合に当てはめたものとした。)

(一)全俸給表にわたつて改正を加えると共に、昇給間差額の改善を図つたが、この場合中等等級以下について特に配慮した。

(二)各俸給表の改定にあつては、一般医師、技師、能労務職員等について特段の考慮を払つた。

(三)初任給について次のように改善を図つた。

(1)一般の事務技術系の職員の初任給については、民間の支給額との均衡及び標準生計費の上昇を考慮して、高校卒については一、二〇〇円、大学卒・短大卒については一、六〇〇円の引上げを行った。

(2)医師の初任給について格段の引上げを行なうと共に、博士課程修了の研究職員の初任給についても特別の考慮を加えることとしている。

(3)電工、機械工等の一般技能職員の初任給

の決め方についてもこれを一部改善することとしている。

(四)俸給表全体の改善率は平均六・〇%となつている。

二、諸手当の改善

(一)扶養手当について、民間におけるこの種諸手当の支給額との均衡上特に配遇者の手当額を現行支給額六〇〇円から一、〇〇〇円に引き上げることにした。

(二)通勤手当について、交通機関を利用する場合全額支給の限度額を現行の一、一〇〇円から一、六〇〇円に改め、一、六〇〇円をこえる部分は二分の一の額(八〇〇円を限度とする)を支給することにした。

(三)医療職俸給表(一)に属する医師については、初任給調整手当の支給限度額を倍額の五、〇〇〇円とする共に、支給条件の緩和を図ることとしている。

附記——現行の公務員の期末・勤勉手当の年間支給月分は、民間の特別給と均衡が保たれていないことが明らかとなつたので改定しないこととした。

三、切替要領

(一)新俸給施行の日(以下「切替日」という)における職員の職務の等級及び号俸は(二)の場合を除き、切替日の前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

(二)切替前日における号俸が、行政職俸給表(一)の三等級、四等級、五等級(日赤にあつては一般職俸給表B・C・D等級)並びに医療職俸給表(一)の三等級(日赤にあつては医療職俸給表(一)C等級)の一号俸である職員の切替における号俸は、当該職務の等級の二号俸とし、これ等の職員については、切替日の前日における号俸が二号俸である職員との均衡を考慮して次期昇給の時期を調整する。

一般職俸給表

職務の等級 号俸	特 俸給月額	A 俸給月額	B 俸給月額	C 俸給月額	D 俸給月額	E 俸給月額	F 俸給月額	G 俸給月額
1	83,100	60,800				25,700	22,100	16,600
2	87,300	64,000	52,800	43,100	33,600	27,400	23,300	17,300
3	91,500	67,200	55,300	45,400	35,800	29,100	24,500	18,000
4	95,700	70,400	57,800	47,700	38,000	31,000	25,700	18,700
5	99,900	73,600	60,300	50,000	40,200	32,900	27,200	19,500
6	104,100	76,800	62,800	52,300	42,400	34,900	28,700	20,300
7	108,300	80,000	65,300	54,600	44,600	36,900	30,400	21,200
8	112,500	83,200	67,800	56,900	46,800	38,900	32,100	22,100
9	116,700	86,400	70,300	59,200	49,000	40,900	33,800	23,100
10	120,700	89,400	72,800	61,500	51,200	42,800	35,500	24,100
11	124,100	91,900	75,200	63,700	53,100	44,700	37,000	25,100
12	126,500	94,400	77,600	65,900	55,000	46,600	38,500	26,100
13	128,900	96,300	80,000	68,100	56,900	48,500	40,000	27,200
14	131,000	98,200	82,400	70,300	58,200	49,800	40,900	28,300
15	133,100	100,100	84,200	72,300	59,500	51,100	41,800	29,100
16		102,000	86,000	74,300	60,500	52,100	42,700	29,800
17		103,900	87,800	76,000	61,500	53,100	43,600	30,500
18		105,800	89,600	77,700	62,500	54,100	44,500	31,200
19		107,700	91,400	79,400	63,500	55,100	45,400	31,900
20			93,200	81,100	64,500	56,100	46,300	32,600
21			95,000	82,800	65,500	57,100	47,200	33,300
22			96,800	84,500	66,500	58,100	48,100	34,000
23			98,600	86,200	67,500	59,100	49,000	34,700
24			100,400	87,900	68,500	60,100	49,900	35,400

医療職俸給表(一)

職務の等級	A	B	C	D	E	F
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	63,000 ^円	45,100 ^円	29,600 ^円	22,100 ^円	19,500 ^円	17,300 ^円
2	66,300	47,600	31,700	23,300	21,300	18,000
3	69,600	50,100	33,800	24,500	21,200	18,700
4	72,900	52,600	35,900	25,700	22,100	19,500
5	76,200	55,100	38,100	27,400	23,200	20,300
6	79,500	57,600	40,300	29,100	24,400	21,200
7	82,800	60,100	42,500	31,000	25,600	22,100
8	85,600	62,400	44,700	32,900	27,000	23,100
9	88,400	64,700	46,900	34,900	28,500	24,000
10	91,100	66,900	49,100	36,900	30,200	24,700
11	93,800	69,100	51,300	38,900	31,900	25,400
12	95,700	71,100	53,200	40,900	33,600	26,100
13	97,600	73,100	55,100	42,800	35,300	26,800
14	99,300	75,100	57,000	44,700	37,000	27,500
15	101,000	76,600	58,500	46,500	38,500	28,200
16		78,100	60,000	48,300	40,000	28,900
17		79,600	61,100	49,600	40,900	29,700
18		81,100	62,200	50,900	41,800	30,400
19		82,600	63,300	51,900	42,600	31,100
20		84,100	64,400	52,900	43,400	31,800
21		85,600	65,500	53,800	44,200	32,500
22			66,600	54,700	45,000	33,200
23			67,700	55,600	45,800	33,900
24			68,800	56,500	46,600	34,600
25			69,900	57,400	47,400	35,300

医療職俸給表(二)

職務の等級	A	B	C	D
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	77,700 ^円	55,200 ^円	— ^円	29,000 ^円
2	81,100	58,400	46,400	31,000
3	84,500	61,600	49,300	33,000
4	87,900	64,800	52,200	35,000
5	91,200	68,000	55,100	37,000
6	94,500	71,200	57,800	40,400
7	97,500	74,400	60,500	43,100
8	100,500	77,600	63,200	45,700
9	103,500	80,800	65,900	48,300
10	106,500	84,000	68,600	50,900
11	109,300	86,800	71,300	53,500
12	112,100	89,600	73,900	55,400
13	114,900	92,400	76,500	57,300
14	117,600	94,800	79,100	59,200
15	120,200	97,200	80,700	61,100
16	122,800	99,000	82,300	63,000
17	125,400	100,800	83,700	64,900
18	127,500	102,600	85,100	66,800
19	129,600	104,400	86,500	68,500
20	131,700	106,200	87,900	70,200
21	133,800	108,000	89,300	71,500
22		109,400	90,700	72,800
23		111,600	92,100	74,100
24		113,400	93,500	75,400
25			94,900	76,700
26			96,300	78,000

技能労務職俸給表

職務の等級	A	B	C	D	E
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	33,200 ^円	25,600 ^円	22,300 ^円	16,800 ^円	14,300 ^円
2	34,900	27,000	23,400	17,600	14,900
3	36,600	28,400	24,500	18,400	15,500
4	38,300	30,000	25,600	19,200	16,100
5	40,100	31,600	26,800	20,100	16,800
6	41,900	33,200	28,000	21,200	17,500
7	43,700	34,700	29,300	22,300	18,200
8	45,300	36,200	30,600	23,400	19,000
9	46,900	37,600	31,900	24,500	19,900
10	48,500	39,000	33,200	25,500	20,800
11	49,900	40,400	34,500	26,500	21,700
12	51,200	41,800	35,700	27,500	22,600
13	52,500	43,100	36,900	28,500	23,500
14	53,800	44,300	38,100	29,300	24,400
15	55,100	45,500	39,300	30,100	25,200
16	56,100	46,500	40,300	30,900	25,900
17	57,100	47,500	41,300	31,700	26,600
18	58,100	48,500	42,300	32,500	27,300
19	59,100	49,500	43,000	33,300	27,900
20	60,100	50,300	43,700	34,000	28,500
21	61,100	51,100	44,400	34,700	29,100
22	62,000	51,900	45,100	35,400	29,800
23	62,900	52,600	45,700	36,100	30,500
24	63,800	53,300	46,300	36,700	31,200
25	64,700	54,000	46,900	37,300	31,900
26	65,600	54,700	47,500	37,900	32,500
27	66,500	55,400	48,100	38,500	33,100
28	67,400	56,100	48,700	39,100	33,700
29	68,300	56,800	49,300	39,700	34,300
30		57,500	49,900	40,300	34,900
31		58,200	50,500		35,500
32		58,900	51,100		36,100
33			51,700		36,700

医療職俸給表(三)

職務の等級	A	B	C	D
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	37,700 ^円	29,000 ^円	21,500 ^円	17,800 ^円
2	39,800	30,900	22,500	18,700
3	41,900	33,000	23,600	19,600
4	44,000	35,100	24,700	20,500
5	46,100	37,200	25,800	21,500
6	48,200	39,200	27,200	22,500
7	50,300	41,200	28,700	23,500
8	52,300	43,200	30,300	24,600
9	54,300	45,200	31,900	25,700
10	56,300	47,000	33,500	27,000
11	58,300	48,800	35,100	28,400
12	60,300	50,600	36,700	29,800
13	61,800	52,100	38,300	31,200
14	63,300	53,600	39,800	32,600
15	64,800	54,800	41,000	34,000
16	66,300	56,000	42,200	35,000
17	67,800	57,200	43,400	36,000
18	69,000	58,200	44,600	36,900
19	70,200	59,100	45,600	37,800
20	71,400	60,000	46,500	38,700
21	72,500	60,900	47,400	39,600
22	73,600	61,800	48,300	40,500
23	74,700	62,700	49,200	41,400
24	75,700	63,600	50,100	42,300
25	76,700	64,500	51,000	43,200
26	77,700	65,400	51,900	44,100
27	78,700	66,300	52,800	45,000
28	79,700	67,200	53,700	45,900
29	80,700	68,100	54,600	46,800
30	81,700	69,000	55,500	47,700
31	82,700	69,900	56,400	48,600
32	83,700	70,800	57,300	49,500
33	84,700	71,700	58,200	

本年度第一回

婦人代表者会議ひらく

八月二十日(土) 水戸大洗荘

出席者 十六単組 三十三名
議長 小島(水戸)
書記 小山(盛岡)

各単組活動報告

各単組それぞれ実情にあった活動をしていく。

【議題】

- 1. 40年度活動の反省
- 2. 本年度婦人部活動報告

○婦人の権利の正しい行使

(決定事項)
1. については、本部でアンケートをとり、実態調査に基づいて今後活動を行なう。
2. は、本部へ提案してとり上げてもらう。



婦人部会議会場

八戸日赤

懸案の医師問題 解決の方向へ

八戸日赤の力発揮へ!

一部の共産分子の煽動により、破つみられはじめた。われわれ同志、破す前、いや殆んど絶望に等しい。にとつても、この上ない非常な状態に追いこまれていた八戸日赤。よるこぼしいニユースである。が、いま前途に再建の灯が少しづつ

去る八月二十日水戸でおこなはれた拡大中央委員会の席上、八戸単組から『医師確保の問題は解決した。新労組合員各位に援助を感謝する。』という意味の電文がとどいた。

堀江議長が、これを読み上げた時百余名の出席者が、ほんとうに言葉の通り、万雷の拍手をもつて応えていた。私もこれ聞いて、ホットしたというより、何か熱いものが、こみ上げてくるのを、どうすることもできなかった。

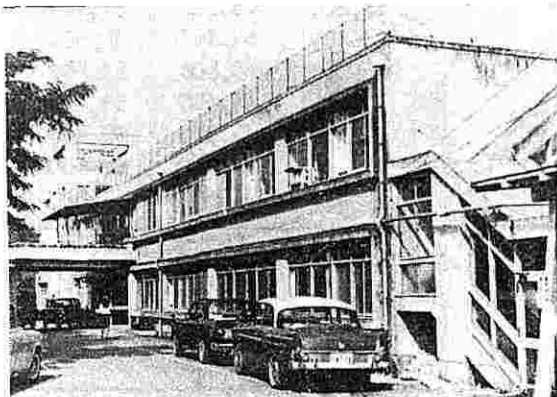
石橋組合長以下八戸日赤同志の皆様よくここまで辛抱し、頑張ってこられたものと、敬服と同時に改めて拍手を送りたい。

八戸日赤再建の第一歩が、いよいよ始まったわけであるが、此処まで、どうか破壊から病院を守り続けることのできた大きな理由として先ず

第一に八戸日赤同志会が組合に移行し、直ちに新労へ加盟されたこと。

大田原赤十字病院職員組合

単組めぐり



この辺りは那須野ヶ原と呼ばれ金毛丸尾の狐の伝説で知られる那須岳を背に、その緑は広く関東平野として途切れることなく開いていく。那須岳から車で約一時間、人口およそ五万の、城下町のたゞずまいを残した静かな田園都市が大田原市である。

この町に赤十字病院が開設されたのが、今から十七年前の昭和十四年七月一日であった。

開設当時は、職員十七名、病床三十余床の、病院と言ってもまさに名ばかりの状態であった。

職員一五〇名、病床数二六〇を越し、東北最大の施設を持つ病院に姿、成長したのである。

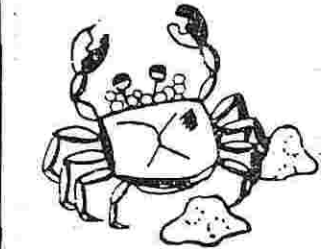
この町に赤十字病院が開設されたのが、今から十七年前の昭和十四年七月一日であった。

と一つどうにも納得のいかぬことがあった。それは組合の無い職場ということであった。そうした中から、この問題に真剣に取り組む者が、一人、二人と増えて大きな力となり、組合の結成準備にかゝったのが、今から四年前の事であった。そして一年間の準備期間を経たのち、昭和三十八年十一月三十日、病院の屋上まで那須の山から吹き下す強風にもめげず、結成大会が行われたのであった。

参加職員は寒さも忘れて真剣に論議を交し、「組合」としての使命を果たす為に、団結と協力を惜しまぬ事を誓ったのだ。

そして、三十九年三月までの暫定役員により、まず組織固めに専念したのである。だが、「労働組合」と言う活動に対し、経験者皆無の組合員ばかりだけに組織固めは困難を極めた。

三十九年春、新役員の出陣があり、いよいよ本格的な組合活動に入った。と言つても前述の如く、組合知識の全く無い者ばかりの為に、まず役員に求められたのは、役員は吸い上げられ、そこを歩き回り知識の吸収に動いたのだ。



第二に八戸日赤同志のタヌムス努力と勇気のため、市のよき理解。第三に地元、県、市のよき理解。第四に本部と本社の交渉に於て、本社は従来に無く積極的に動いた。以上簡単に申しあげてみたが、とに角、新労の真面目さが、種々の方面に理解されたことであろう。最後に八戸日赤の今後の闘争に、対し心から声援を送るうではないか。(吉原)

『就業規則の一部変更について』
かねてより長崎原爆より本部宛照会のため本社就業規則第五章「労働解雇及び退職第三節の第五項」について、九月二日吉原書記長は本社と交渉した。参考のため条文を次に掲げる。

第五三条 労働期間は、その二分の一を勤務年数に通算する。
(附則) この規定は、昭和四十一年七月一日より施行する。

第五三条 労働期間は、その二分の一を勤務年数に通算する。
この規定は、昭和四十一年七月一日より施行する。

前記の通り、計算の基礎がバラバラであった。中には労働期間を丸々勤務年数に通算している所もあり、二分の一で計算している所も或は全然労働期間を等とみなしていた所もある。又公務員等もみて大抵の所は二分の一が圧倒的に多い。日赤としても全国統一する必要性を感じた。

前に通告の義務をおこなった。即ち労働協約第六條の違反である。私が見ても、ほんとに楽しいものであった。

私は今度の水戸日赤でも、もよおさず第一に感じたことは、金原院長の挨拶の中にも『組合のために非常に救えられた』といった経営者の態度と、組合が院長を始めとする経営陣に対し、良い意味での信頼感をもっている。

即ち労使双方が非常に正しい歩み方をしているという事である。例のストにより病院を破壊した重なる前まで追いやられた結果得た貴重な教訓でなくならぬであろう。

従つて組合員の中に於ても、みんな暖かい人間になつたがりをもちあふれていることであろう。

「もてなし」
真夏とは云え、夕日の沈んだ大洗海岸は、さすがに涼しく大平洋をわたつてくる風が頬を心地よくなで、ユカタ一枚の姿に、ウダルような昼間の疲れをべんにぬく去つてくれるかのようである。

思わす手を上に挙げ深呼吸一番、見上げる星空は、キラ／＼と宝石を散らばらせたよう。

この絶好の環境の中で、水戸日赤の総意をあげた「バーベキュー」の大会が始まろうとしている。

この大会が始まろうとしている。寄せては返す波の音を聞きながら波打ち際を歩み、即席のイロロを作つてあり、その中で炭火が真赤にもえ、暗い海岸をいやがうえにもロマンチックな雰囲気、かもしだしている。

地方便り
今年度大会で役員に異動のあった単組をお知らせいたします。

大田原赤十字病院
執行委員長 川島亮介
副執行委員長 小森清志
書記 高瀬裕基
監査 渡辺桂子
執行委員 柴山定男
同 眞山順子
同 (福利厚生部長) 高橋晴夫
同 齊藤アツマ
同 小貫幸枝
同 上野嘉子

筑前山田赤十字病院
組合長 永富俊男
副組合長 古賀ヒロ子
書記長 野見山淑夫
会計監査 伊藤孝子
同 山下富子
同 清水登貴三
同 藤子アホル
同 藤野アサ子
同 桑野アサ子
同 佐々木良子
同 松岡美代子

われわれは藤田組合長以下水戸日赤の組合員の方達の心からなるもてなしを得て、本当に楽しい一夜を過ごすことが出来ました。この紙上をかりて心からお礼申し上げます。ありがとうございます。この楽しい記憶は私の一生の思い出の一葉として、クツキリといつまでも残ることでしよう。